

事故時の措置に係る届出書

千葉市長

様

氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

千葉市花見川区南谷津町
五木田工業株式会社

届出者

取締役社長 五木田 豊太

印

水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定により事故時の状況等について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	五木田工業株式会社
工場又は事業場の所在地	千葉市花見川区南谷津町 5963
特定施設等の種類等	65 酸またはアルカリによる表面処理施設
△ 事故の状況	別紙のとおり
△ 講じた措置	別紙のとおり
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電話番号)	管理部保安環境課 課長 鈴木 豊 043-***-*****

備考 △印の欄の記載については別紙によることとする。

1 事故の状況

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設等

平成 26 年 10 月 9 日 14 時 20 分
第一工場電気めっきラインめっき槽

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質もしくは油の種類及び量

シアン濃度 70mg/L のめっき液 100L が流出

ハ 事故発生場所から公共用水域に排出され、又は地下浸透したところまでの経路

電気めっき施設→雨水側溝→花見川

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人の健康	生活環境	備考
被害状況	なし	魚 500 匹程度浮上	

ホ 事故の原因

バルブの誤操作

2 講じた措置

イ 措置の完了年月日

平成 26 年 10 月 9 日 15 時 00 分

ロ 措置の内容

直ちにバルブを閉めるとともに、雨水側溝を閉鎖し、公共用水域への流出を防止した。

また、流出したシアン溶液の回収を実施した。

ハ 措置の結果

公共用水域への流出は止まり、大部分のシアン溶液は回収した。

しかし約 2L は公共用水域へ流出したと思われる。

ニ 有害物質もしくは油が流入した公共用水域、又は地下の調査状況（水質その他）

平成 26 年 10 月 10 日雨水排水口付近の河川水を採水し、簡易測定したところシアンは検出されなかった。

3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項

※添付図書

- 1 事故により公共用水域へ排出された有害物質（もしくは油）の流路を示した地図
- 2 事故発生場所から公共用水域（地下浸透を含む）までの事業場内の流路（事業場平面図に明示）
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図
- 5 下水道法で届出している場合はその写し